

## 地理的表示保護制度に基づく登録申請について

6 月 1 日から新たに始まる「地理的表示保護制度」の登録第 1 号を目指して、JAみなみ信州が「市田柿」の登録申請を農林水産大臣に対して行い、さらなるブランド化に取り組みます

### 1 地理的表示（GI：Geographical Indication）保護制度とは

#### ◆根拠法

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律  
（地理的表示法〔成立：H26.6.28 施行：H27.6.1〕）

#### ◆制度の内容

伝統と優れた特性があり、その特性が産地と結び付いている  
産品の名称を、国が知的財産として保護する制度です。

#### ◆登録の効果

- 1) 地域ブランド産品として、品質を国内外で国が保証してくれるので、輸出にも高品質をアピールできます。
- 2) GIマークの使用が認められ、他産品との差別化が図れます。
- 3) 不正な地理的表示の使用を国が取り締まってくれます。

#### ◆今後のスケジュール

申請受付後、申請内容が公示され第三者からの意見書受付（3ヶ月間）が始まります。その後、学識経験者からの意見聴取を経て、農林水産大臣が登録審査を行います。



#### 【登録商標（GIマーク）】

- \* GIマークは、登録された産品の地理的表示と併せて付されます。
- \* 社会的評価が高い、高品質な産品の証です。

### 2 JAみなみ信州による市田柿の登録申請について

#### ◆申請者

みなみ信州農業協同組合〔代表理事組合長：矢澤輝海〕

#### ◆生産地の範囲

飯田市、下伊那郡（全町村）、上伊那郡（飯島町、中川村）

#### ◆申請先及び申請日

- （1）申請先：農林水産大臣
- （2）申請日：6月1日（月）〔地理的表示法施行日〕

#### ◆申請のポイント

市田柿品質基準、衛生管理マニュアル等の基準に基づき、生産・加工された高品質な柿のみを市田柿として登録申請。



#### 【市田柿】

- \* 市田柿は、下伊那郡高森町市田地区が発祥。とろける食感と上品な甘さが絶品の、信州を代表する特産品の一つです。

### 3 市田柿の販売戦略について

- ◆差別化された競争力のある地域ブランドを構築するため、地域の多様な業種（行政・加工・菓子・流通・研究等）と横断的に連携しながら、地域ぐるみでGIの活用を図ります。
- ◆国際的に広く認知されている本制度を活用し、輸出の拡大を進めます。